

第5 新たな推進計画における施策等

動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、四つの施策展開の方向に沿って 16 の重点施策を着実に推進していきます。

<都における動物愛護管理施策の体系>

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- <施策 1> 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- <施策 2> 犬・猫の適正飼養の徹底
- <施策 3> 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- <施策 4> 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- <施策 5> 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- <施策 6> 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- <施策 7> 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- <施策 8> 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- <施策 9> 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- <施策 10> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- <施策 11> 動物取扱業への監視強化
- <施策 12> 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- <施策 13> 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底
- <施策 14> 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

- <施策 15> 動物由来感染症への対応強化
- <施策 16> 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

犬や猫などのペットの存在が「社会の一員」として地域の人々に受け入れられるためには、まず飼い主が責任をもって適正に飼養することが重要です。このため、適正飼養・終生飼養、マイクロチップ装着の制度化に係る普及啓発や情報提供等の更なる充実を進めていきます。


また、不適正な飼養等により住民間のトラブルが発生したり、生活環境が損なわれたりした場合や、飼い主が独力で解決することが困難な場合等には、地域に根差した支援等が必要となるため、身近な地域での相談支援体制の整備に取り組んでいきます。


多頭飼育に起因する問題への対応や動物の遺棄・虐待防止に関する対策については、関係機関・関係団体等が連携し、効果的な取組が行えるよう体制整備等を進めていきます。

さらに、地域における適正飼養の普及啓発を推進する人材の育成や、教育現場における動物愛護の普及啓発活動の支援についても推進していきます。

施策 1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

(1) 飼い主への啓発の更なる充実

 飼い主は、責任をもって、動物をその終生にわたり適正に飼養しなければならず、また、他者への危害の防止や周囲の生活環境への配慮などを行う必要があります。動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼養に係る法令や遵守すべき基準等について、飼い主が十分に理解し実践できるよう、普及啓発を更に充実させていきます。

 命ある動物を飼うことは責任と負担を伴うものであり、動物の安易な飼養を防ぐためには、動物を飼い始める前から啓発する必要があることから、ペットショップ等において、飼養方法等の情報提供や継続的なサポートを行うよう促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めていきます。

(2) 適正飼養・終生飼養に係る情報発信

- 🐾 動物愛護相談センターは、様々な関係者と広く連携し普及啓発を進める中心施設として、飼い主が適切な飼い方を学べる機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」の内容をより充実させ、適正飼養に関する情報を広く発信していきます。
- 🐾 専門家や研究機関等と連携し、講習会やホームページ等を通じて、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適正に飼うために役立つ最新の知識を分かりやすく提供していきます。
- 🐾 動物を飼いつけることの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養継続のための民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のための情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていきます。

(3) マイクロチップ装着等の制度の定着に向けた普及啓発

- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により新たに規定されたマイクロチップ装着等の制度が速やかに定着するよう、区市町村、動物病院等と連携し、ホームページやイベント等、様々な機会を捉えて啓発を推進していきます。

施策2 犬・猫の適正飼養の徹底

(1) 犬の適正飼養の徹底

- 🐾 都内における未登録犬の頭数を減らし、狂犬病予防注射接種率を向上させるため、区市町村と連携して法令遵守の徹底を図っていきます。
- 🐾 区市町村による動物病院等での鑑札交付・注射済票交付の事務委託など、飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組を進めていきます。
- 🐾 犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、飼い主への啓発を徹底していきます。

(2) 猫の飼養三原則の普及啓発

- 🐾 猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）の徹底を図るため、パンフレットの作成・配布、イベント等におけるパネル展示、デジタルサイネージなど様々な媒体を活用し普及啓発を進めていきます。

施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備

- 🐾 動物の不適正な飼養等に関する問題は、住民間の生活上のトラブルや生活環境の悪化につながる場合や、飼い主が自ら解決することが困難となっている場合があります。そのため、飼い主を含め住民が身近な地域で相談支援を受けられる体制を整備していきます。
- 🐾 区市町村の職員が、動物の飼養に関する基本的な事柄から、保健福祉などの関連分野に関する事柄、関係法令等に至るまでの幅広い知識を習得し、対応力を向上できるように研修を開催するなどの支援を行っていきます。
- 🐾 区市町村の動物愛護管理担当者等の職員が、動物愛護相談センターのほか大学等の専門機関から相談支援に必要な専門的助言や支援を受けられる体制を整備します。

施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携

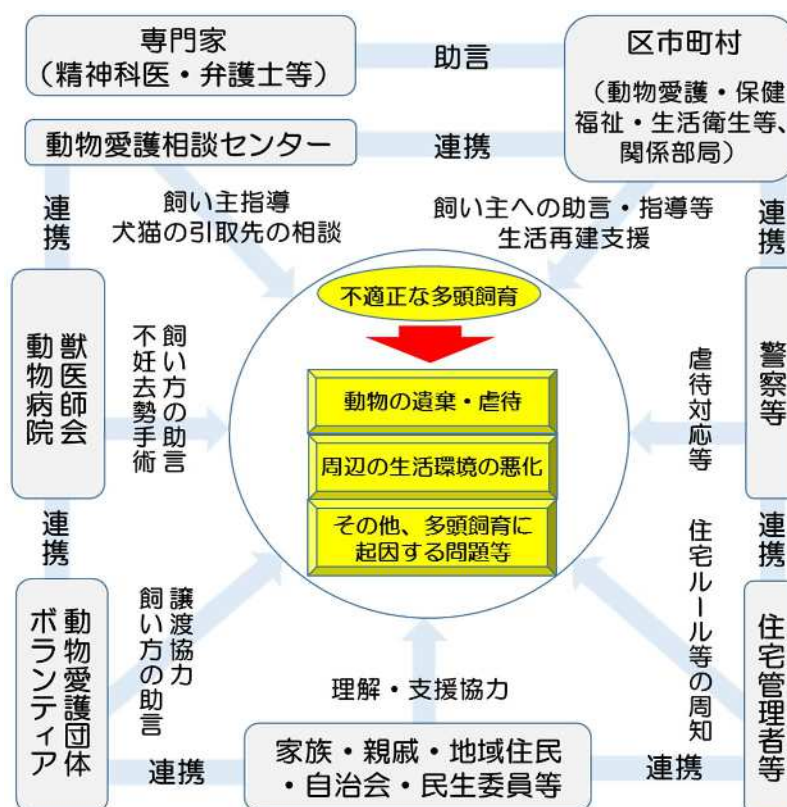
(1) 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築

- 🐾 不適正な多頭飼育の問題は、動物愛護管理の視点からの要因だけでなく、環境衛生や保健、福祉など様々な要因が絡んでいることがあります。区市町村において、飼い主への適正飼養に係る指導のみでは解決が困難な事例が発生した場合、ケースに応じて動物愛護管理部局と保健福祉や生活衛生部局等の関係部局が連携して迅速かつ円滑に対応できるよう、対応手順の整理や区市町村のネットワークづくりの支援を行っていきます。

(2) 多頭飼育問題への対応力強化

🐾 住民からの苦情や相談事例を状況に応じて、警察や動物病院、ボランティア、住宅管理者等の関係機関と情報共有し、事案の内容により早期から連携して対応する体制や、各区市町村における課題等について、会議等を通じて都と区市町村で共有する仕組みづくりを検討していきます。


連携のイメージ




施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

(1) 動物の遺棄・虐待の防止に向けた取組


🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された動物の遺棄・虐待等に対する罰則の強化や、獣医師による虐待の通報の義務化について、東京都獣医師会等と連携して周知徹底を図るとともに、虐待のおそれのある事案には、区市町村や関係機関と連携して適切な指導・助言を行うなど、遺棄・虐待の防止に向けた一層の取組を進めていきます。

 動物の遺棄・虐待防止に向けて、引き続き広く都民に対し、デジタルサイネージやポスター等を活用した啓発を行っていきます。

(2) 動物の遺棄・虐待疑いへの的確な対応


 虐待を疑う事例を科学的、客観的に判断する能力や、法獣医学の知識等を習得するための講習を通じて動物愛護相談センター職員の対応力を向上させるほか、国内外の動物虐待防止機関における知見等も参考として、対応手法等の確立を図るとともに、警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との情報共有や連携体制の強化を進めていきます。

施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成

 動物愛護相談センターにおける動物愛護推進員やボランティア向け研修会の開催など、人材育成機能を強化することにより、不適正な飼養を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など、地域における様々な課題に適切に対応し、普及啓発活動等で指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上のための取組を進めていきます。

施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

(1) 教育現場における普及啓発の拡大

 動物教室については、動物愛護推進員が主体となって実施する方式を拡大していくとともに、小学校に加え、新たに児童館等での開催を進めていきます。あわせて、子供の発達段階を考慮したプログラムの見直しや、現場で活用しやすい映像資材等の提供により、幅広い展開を図っていきます。

(2) 学校における動物飼養への支援

- 🐾 学校において、動物の飼養が適正に行われるよう、引き続き区市町村等と連携し、教職員等に対する動物飼育に係る講習会等の機会を通じて、基本的知識の普及や情報提供、助言等の支援を行ってまいります。


2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進


動物の致死処分数を減少させるためには、引取・収容数を減らすための取組及び新たな飼い主への譲渡を促進するための取組の両方の推進が必要です。

引取・収容数を減らすための取組では、区市町村等と連携した飼い主への適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や地域における相談・支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進等により、動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減らしていきます。


あわせて、動物愛護相談センターにおいて動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理に関する環境の整備を進めるとともに、譲渡に協力するボランティア団体等との連携強化やインターネット等を活用した譲渡の認知度向上を図ることにより、保護した動物を新たな飼い主へつないでいく取組を進めていきます。

施策 8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及


 飼い主のいない猫対策の実施に当たり、様々な工夫事例を掲載したガイドブックや、住民向けリーフレットを町会や自治会に提供するなど、地域に根差した取組が進むよう、引き続き区市町村に対する支援を行っていきます。


 区市町村が地域の実情に合わせて、より効果的に取組を進められるよう、先駆的な取組事例やその成果等について動物行政検討会等で情報提供を行うなど、効果の高い取組の普及を図ります。

施策 9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

 動物愛護相談センターにおいて、引取・収容した動物の飼養管理を行うに当たり、新たな飼い主に動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物ごとに健康状態を把握し


て管理を行うことを基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理をより一層進めていきます。


 動物愛護相談センターの飼養施設について、必要な設備やスペースの確保、周辺環境等を十分に考慮した飼養環境の整備を推進していきます。

 職員の研修への参加や、大学の専門家からの技術的支援や助言により、動物の馴（じゅん）化や問題行動改善のためのトレーニング等に必要な専門能力向上を図るなど、動物愛護相談センターにおける譲渡に向けた機能強化を進めていきます。


施策 10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり


（1）譲渡活動の連携・協働の拡大

 「動物譲渡促進月間」では、譲渡活動をより多くの人に知ってもらうよう広報等を重点的に行うとともに、都立公園などで開催されるイベント等における、都と登録譲渡団体等とが協働した取組を進めていきます。

 都、登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を拡げていきます。

（2）より譲渡を受けやすい環境の整備

 動物愛護相談センターにおいて、譲渡対象動物に係る情報を集約して提供し、情報がより多くの人目に触れるように努めるとともに、より譲渡を受けやすい環境の整備に努めていきます。

 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、登録譲渡団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信するとともに、新たな飼い主への譲渡の機会を拡大していきます。

(3) 譲渡拡大に向けた取組の推進

🐾 飼育が難しい離乳前子猫をボランティアと協力して育成・譲渡する取組や、負傷動物の譲渡時におけるボランティア団体へ保護用具等の提供などの取組を引き続き実施していきます。

🐾 譲渡後も飼い主が適正な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報を発信するなど、譲渡後のフォローアップの充実を図っていきます。



離乳前子猫の哺乳の様子

以上の取組に加え、本推進計画に掲げた取組を総合的に実施することにより、以下の指標を着実に向上させていきます。

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	
	③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、動物愛護管理法改正により強化された規制を遵守し、動物の適正な飼養管理を一層徹底することが求められています。そのため、都は、東京の特性を踏まえ、ICTや事業者評価等も活用しながら、効果的・効率的な監視指導を実施していくとともに、新たな規制の着実な運用を図るため、事業者への周知や指導も充実させていきます。

また、近年の業態の多様化に対応した効果的な監視指導や、自主管理に取り組む事業者の育成・支援にも取り組んでいきます。

さらに、特定動物に係る無許可飼養の防止や適正飼養の徹底、産業動物・実験動物の適正な取扱いについても、引き続き指導、啓発等を実施していきます。

施策 11 動物取扱業への監視強化

(1) 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導

- 🐾 近年における動物取扱業の施設数の増加等を踏まえ、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等を十分に考慮し、迅速かつ集中的・継続的な監視指導が行える体制を確保していきます。
- 🐾 効率的な監視指導の実施のため、動物愛護相談センターにおいてICTを活用した事業者情報の管理及び各所間での情報共有を図るとともに、事業者評価に応じた、より効果的な監視指導方法についても検討していきます。
- 🐾 簡易な届出等については、インターネットを利用した電子申請・届出が行えるようにするなど、手続業務の効率化を推進していきます。

(2) 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底

- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された新たな規制（幼齢の犬猫の販売日齢の制限、適正な飼養管理の具体的基準等）の着実な運用を図るため、事業者に対する研修や監視指導等における周知を徹底していきます。

- 🐾 特に、ブリーダーなどの犬猫等販売業への監視指導等の際には、事業者が自ら定めた犬猫等健康安全計画の遵守や販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保といった従来からの規定はもとより、法改正により新たに加わった規定について周知を徹底することにより、事業者による適正飼養の確保を図っていきます。
- 🐾 販売業をはじめとした業態の種類や新たな規制内容を盛り込んだ事業者評価に応じて、重点的な監視が必要な施設に対しては、きめ細かな監視指導を実施するなど、監視指導の充実を図っていきます。
- 🐾 規制内容を踏まえた行政処分等を行う際の基準を明確化するとともに、法令違反については、必要に応じ警察と連携するなど厳正に対処していきます。
- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い規定された適正な飼養管理の具体的基準は、第二種動物取扱業者にも準用されることを踏まえ、基準の遵守状況を確認するための立入検査・指導を実施していきます。
- 🐾 事業者における適正な飼養管理の具体的基準の遵守状況については、事業者の自主的な確認を推進するとともに、遵守状況に関するデータを蓄積・解析・検証することにより、その結果を監視指導に有効活用していきます。

施策 12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

(1) 業態の多様化に応じた監視指導

- 🐾 動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施していきます。

(2) 自主管理に取り組む事業者の育成・支援

- 🐾 効率的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要です。そのため、都民からの苦情や通報の要因分析を業態ごとに行い、苦情やトラブルに繋がるケースの周知や、分析内容を踏まえた自主管理点検表の作成・配布等により、事業者の自主的な取組を促していきます。

🐾 研修や監視指導の際に、自主管理点検票の使い方や適正な飼養管理の具体的基準に基づく確認ポイントを周知するなど、自主管理に取り組む事業者を育成・支援していきます。

🐾 令和2年に改正された基本指針により、動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図ることが示されたことを踏まえて、事業者による主体的な取組を促進していきます。

施策 13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

🐾 特定動物は、逸走した場合に人に危害を与える可能性が高いため、監視指導の機会を通じ、飼い主及び販売業者に対して、飼養等における責務の重要性についての周知を徹底するとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養の防止を図っていきます。

🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により、愛玩目的での飼養・保管が禁止されたこと、特定動物の交雑種が新たに規制対象に追加されたことについて、引き続き都民及び販売業者に対する周知徹底を図っていきます。

施策 14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

(1) 畜産業者等への指導

🐾 産業動物については、「5つの自由」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、引き続き都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、家畜保健衛生所や区市保健所等とも連携して事業者への指導等を実施していきます。

(2) 実験動物施設への普及啓発

🐾 実験動物については、「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利

用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、普及啓発を進めるとともに、研究機関等に対する検証についても検討していきます。

<参考> 「5つの自由」と「3Rの原則」

5つの自由

イギリスの家畜福祉協議会（FAWC）が提唱し、世界獣医学協会（WVA）等の機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念です。①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなります。

3Rの原則

国際的に普及・定着している動物実験の適正化のための原則です。①動物の苦痛の軽減（Refinement）、②使用数の削減（Reduction）、③代替法の活用（Replacement）からなります。

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

ボーダーレス化の進行に伴い、海外からもたらされるリスクが高まっている動物由来感染症に的確に対応するため、引き続き、狂犬病の発生を想定した訓練や身近な動物由来感染症の実態把握、普及啓発等を実施するとともに、関係機関との協働関係の強化により、各取組を充実させていきます。


災害対策では、飼い主による自助が基本であることから、平常時からの災害への備えについて、区市町村の窓口や事業者等を通じた働きかけを進めていきます。

また、動物愛護推進員等を対象とした災害への対応力向上のための研修や、区市町村において同行避難を前提とした避難所運営が円滑に行われるための支援に取り組んでいきます。


さらに、ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり、動物愛護相談センターにおける機能整備、関係機関と連携した対応体制の強化についても検討していきます。

施策 15 動物由来感染症への対応強化

(1) 動物由来感染症発生に備えた体制強化

 動物由来感染症の発生に備え、広域的・専門的観点から、関係機関や区市町村等との連携を強化するとともに、狂犬病については、発生を想定した訓練を通じて即応体制の実効性を検証するなど、体制を強化していきます。

(2) 身近な健康危機への適切な対処

 ペットが介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携した調査研究を実施するとともに、得られた知見等をもとに、飼い主をはじめとした都民や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を充実させていきます。

施策 16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

(1) 事業者やボランティア等と連携した災害への備え

- 被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、犬の登録事務等を行う区市町村の窓口に加え、ペット用品やフードの販売店、動物病院など、飼い主が利用する施設・事業者等と連携した普及啓発を行うことにより、飼い主の意識の向上を図っていきます。
- 動物愛護推進員等の災害への対応力を向上させるため、発災時に飼養動物の避難、保護等に協力するための研修の充実に取り組みます。

(2) 避難所設置主体となる区市町村の対策強化

- 災害時に公助を担う区市町村が、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」等を活用した防災計画の作成や、計画に定められた同行避難等の対応を円滑に実施するためのマニュアル整備を進められるよう支援します。
- 避難所運営における関係団体やボランティア、事業者等との連携構築が促進されるよう、区市町村に対し、都の災害研修を受講した動物愛護推進員や、避難所運営に協力する意思のある動物取扱業者についての情報提供等を行っていきます。

(3) ボランティアの受入れや広域調整の仕組みづくり

- 東京都獣医師会等の関係団体と連携して、区市町村におけるボランティアの受入・支援活動のための体制整備や広域調整の仕組みづくりについて検討していきます。

(4) 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化

- 危機管理の基幹施設として、動物救援本部や関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、動物愛護相談センターに必要な機能の整備について具体的に検討しています。
- リスク分散や他自治体、大学等の関係機関への協力要請、緊急避難的な一時預か

り等も視野に入れた、災害時における対応体制の強化について検討していきます。

5 動物愛護相談センターの機能強化等

動物愛護相談センターは、飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い取組を実施しています。

都の動物愛護管理施策を効果的に実施していくためには、動物愛護相談センターが施策推進の中核を担う施設として、その機能を高め、求められる役割を果たしていく必要があります。

都は、平成 29 年 3 月に「動物愛護相談センター整備基本構想」を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を次のように整理しています。

これからの動物愛護相談センターに求められる役割等と整備の方向性

～求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項～

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

《重点 1》動物との共生のための普及啓発の推進

《重点 2》幅広い啓発のための人材育成・協働

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

《重点 3》新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理

《重点 4》新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大

《重点 5》飼育困難となった場合の相談対応等の充実

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

《重点 6》動物取扱業者の資質向上

《重点 7》法令遵守徹底のための監視指導

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

《重点 8》災害発生時における動物救護活動

《重点 9》動物由来感染症等による危害の防止

本計画においても、動物愛護相談センターは、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による情報発信や、専門的な相談対応、普及啓発の推進ための人材育成、区市町村への技術的な支援、保護した動物の飼養環境の整備や譲渡の促進、事業者の効果的な監視指導、危機管理体制の強化等に取り組むこととしています。

これらのことを踏まえ、動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設としていきます。